

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第60号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 ものづくり自動車産業振興室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>企業立地推進担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農村地域への<u>工業等</u>の導入促進の企画に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>農村地域工業等導入促進対策審議会</u>に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>別表第11 附属機関（第77条関係）</p> <p>[略]</p> <p>条例によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会</td><td>岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会条例（昭和46年岩手県条例第32号）第2条の規定により、<u>農村地域工業等導入基本計画及び農村地域工業等導入実施計画</u>の作成その他農村地域への<u>工業等</u>の導入の促進に関する重要事項を調査審議すること。</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会	岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会条例（昭和46年岩手県条例第32号）第2条の規定により、 <u>農村地域工業等導入基本計画及び農村地域工業等導入実施計画</u> の作成その他農村地域への <u>工業等</u> の導入の促進に関する重要事項を調査審議すること。	[略]		<p>(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 ものづくり自動車産業振興室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>企業立地推進担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農村地域への<u>産業</u>の導入促進の企画に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>農村地域産業導入促進対策審議会</u>に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>別表第11 附属機関（第77条関係）</p> <p>[略]</p> <p>条例によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県農村地域産業導入促進対策審議会</td><td>農村地域への<u>産業</u>の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第14条第1項の規定により、<u>基本計画</u>の作成その他農村地域への<u>産業</u>の導入の促進に関する重要事項を調査審議すること。</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県農村地域産業導入促進対策審議会	農村地域への <u>産業</u> の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第14条第1項の規定により、 <u>基本計画</u> の作成その他農村地域への <u>産業</u> の導入の促進に関する重要事項を調査審議すること。	[略]	
名 称	所掌事務																
[略]																	
岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会	岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会条例（昭和46年岩手県条例第32号）第2条の規定により、 <u>農村地域工業等導入基本計画及び農村地域工業等導入実施計画</u> の作成その他農村地域への <u>工業等</u> の導入の促進に関する重要事項を調査審議すること。																
[略]																	
名 称	所掌事務																
[略]																	
岩手県農村地域産業導入促進対策審議会	農村地域への <u>産業</u> の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第14条第1項の規定により、 <u>基本計画</u> の作成その他農村地域への <u>産業</u> の導入の促進に関する重要事項を調査審議すること。																
[略]																	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。